第1章　　重大な事件発生の対応

1．重大な事件発生の対応について

ア　校区内あるいは校区隣接区域で殺傷事件が発生し、（刃物所持者が徘徊等）犯人の行方が定かでなく、付近に潜伏の恐れがある時

- 臨時主任会を招集（校長）
- メール配信（教頭）・電話連絡（担任）により下校予定を保護者に告知。
- 保護者の迎えを要請し担任から引き渡し。（自動車での迎えは禁止）
- チビッコ在籍児は保育へ。

イ　近隣校区で殺傷事件が発生あるいは刃物所持者が徘徊等の事案が発生した時

- 臨時職員会議を招集（校長）
- メール配信により事案を告知。注意喚起。
- 同じ時間帯に下校する学年で下校時刻を合わせ、下校するか職員は校区巡回。
- 事態の危険性が高く、ひっ迫しているときは①と同様とする。
- チビッ子在籍児は保育へ。

ウ　近隣校区で不審者事案が発生した場合

- 平常の下校で、職員による校区巡回を実施。
- 危険性・緊急性が高い場合は、同じ時間帯に下校する学年で下校時刻を合わせ下校

2．犯行予告があった場合

ア　本校に対しての場合

- 緊急運営委員会を招集 （授業切り上げ等対応を協議）（校長）

イ　不特定多数への場合

- 職員へ告知（生指主担）
- 職員から児童へ告知し、注意を喚起
- 保護者にメール配信（教頭）